

[資料]

資料目次

資料 1-① 「令和元年台風 15 号により被災した住宅の瓦屋根の補修に係る防災・安全交付金を活用した支援に関する取り扱いについて」（令和元年 9 月 23 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長、市街地建築課長、総務省自治財政局財政課長事務連絡） ＜抜粋＞	148
資料 1-② 「令和元年台風第 19 号に係る応急仮設住宅について」（令和元年 10 月 21 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）＜抜粋＞	149
資料 1-③ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号（令和元年 10 月 23 日改正））＜住宅の応急修理に係る部分の抜粋＞	149
資料 1-④ 「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」（令和元年 11 月 7 日付け台風第 19 号等被災者生活支援チーム）＜抜粋＞	150
資料 2-① 「防災基本計画」（令和元年 5 月 31 日中央防災会議決定）＜避難所外避難者の把握・支援等に係る記載部分の抜粋＞	151
資料 2-② 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（平成 28 年 4 月改定）内閣府（防災担当））＜避難所外避難者の把握・支援に係る記載部分の抜粋＞	153
資料 2-③ 「平成 28 年熊本地震に係る災害救助法上の留意事項等」（平成 28 年 5 月 2 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）＜避難所外避難者の把握・支援等に係る記載部分の抜粋＞	154
資料 2-④ 「在宅避難者への物資・情報等の提供について」（令和元年 10 月 23 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）	155
資料 2-⑤ 「厚生労働省防災業務計画」（令和元年 9 月改正厚生労働省）＜被災者の健康及び福祉上の支援に係る記載部分の抜粋＞	156
資料 2-⑥ 災害時における高齢者や障害者等への支援に関する厚生労働省の通知	158
資料 3-① 応急仮設住宅の供与に関する通知	160
資料 3-② 「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」＜地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業及び被災者見守り・相談支援等事業の記載部分抜粋＞	162
資料 3-③ 「災害時における様々な被災者支援制度活用に関する連絡協議会開催要綱」	163
資料 3-④ 「平成 30 年（2018 年）台風第 7 号及び前線等に伴う公営住宅等への入居の取扱いについて」（平成 30 年 7 月 8 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長事務連絡）	164

資料 5-①	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号（令和元年 10 月 23 日改正））＜一般基準及び応急仮設住宅の供与に係る部分の抜粋＞	165
補論資料①	「災害救助法の運用に関する件」（昭和 22 年 10 月 20 日付け厚生省発社第 135 号内閣官房長官、厚生次官連名通達）＜現物給付に係る部分の抜粋＞	167
補論資料②	災害救助事務取扱要領＜抜粋＞	167
補論資料③	賃貸型応急住宅の供与に係る事務手続の流れ（例）	168
補論資料④	住宅の応急修理の実施に係る事務手続の流れ（例）	168
補論資料⑤	「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱について」（平成 23 年 4 月 30 日付け社援発 0430 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）＜被災者名義での契約に係る記載部分の抜粋＞	169
補論資料⑥	「東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その 4）」（平成 23 年 7 月 15 日付け社援総発 0715 第 2 号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）＜被災者名義での契約に係る記載部分の抜粋＞	169
補論資料⑦	「災害時における民間賃貸住宅の活用について【被災者に円滑に応急借上げ住宅を提供するための手引き】」（平成 24 年 11 月国土交通省住宅局住宅総合整備課、土地・建設産業局不動産課、厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室）＜供与方式に係る部分の抜粋＞	170
補論資料⑧	災害救助事務取扱要領（資力に関する申出書様式）＜抜粋＞	170
補論資料⑨	災害救助事務取扱要領（応急修理見積書様式）＜抜粋＞	171

資料 1-① 「令和元年台風 15 号により被災した住宅の瓦屋根の補修に係る防災・安全交付金を活用した支援に関する取り扱いについて」（令和元年 9 月 23 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長、市街地建築課長、総務省自治財政局財政課長事務連絡）〈抜粋〉

令和元年台風 15 号により被災した住宅の瓦屋根の補修に係る
防災・安全交付金を活用した支援に関する取り扱いについて

今般、台風 15 号により被災した住宅の瓦屋根の補修に係る防災・安全交付金を活用した支援に関する取り扱いについては、以下の通りであるので、貴県におかれては当該内容について、管内市町村への周知をお願いします。

記

1. 被災自治体が被災した住宅の瓦屋根の補修に対する補助を実施する場合の国の支援について
被災した住宅の瓦屋根の補修への支援について、災害救助法の応急修理の対象となる「半壊」に該当しない場合であっても、山形県鶴岡市における事例（別紙）を踏まえ、一部損壊の住宅のうち、耐震性の向上等に資する補修について、防災・安全交付金の効果促進事業の対象として支援する。なお、詳細は追って連絡する。
2. 地方負担分に係る特別交付税措置について
当該防災・安全交付金事業の地方負担額の 8 割を特別交付税により措置する。
3. (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料 1-② 「令和元年台風第 19 号に係る応急仮設住宅について」（令和元年 10 月 21 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）＜抜粋＞

令和元年台風第 19 号に係る応急仮設住宅について

今般の台風第 19 号において、避難所で生活されている被災した方々が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から以下の点につき御了知願いたい。

また、管内市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1. 入居対象者

応急仮設住宅は、以下の方なども入居することが可能であるので、この旨了知されたい。

ただし、応急修理を併せて利用することはできないことに留意すること。

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流出等の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方
- (2) 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- (3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方

(注) 下線は当省が付した。

資料 1-③ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号（令和元年 10 月 23 日改正））＜住宅の応急修理に係る部分の抜粋＞

（被災した住宅の応急修理）

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
 - イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千元
 - ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円
- 三 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了すること。

(注) 下線は当省が付した。

資料 1-④ 「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」（令和元年 11 月 7 日
付け台風第 19 号等被災者生活支援チーム）＜抜粋＞

2. 緊急対応策

(1) 生活の再建

○被災者のニーズに応じた住宅再建等

被災者の方々に対し、ニーズに応じて、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理といった応急救助を行う。また、被災者が利用可能な応急的な住まい（公営住宅、UR賃貸住宅、国家公務員宿舎、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等）を確保するとともに、空室提供等の情報を一元的に把握し、積極的に活用いただくため、被災者へ国土交通省等を通じて情報提供する。

災害救助法が適用された市区町村における住宅の応急修理について、これまでは半壊以上が支援対象であったが、一部損壊のうち損害割合が 10%以上 20%未満の住宅についても新たに対象に加える。

住居が全壊した世帯等に対して最大 300 万円の被災者生活再建支援金を支給することにより生活基盤の再建を支援する。

その前提となる罹災証明書の早期交付のため、被害認定調査にかかる人的支援を充実する。

また、被災者が住宅を建設・購入又は補修する場合に、（独）住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を活用し、低利の融資を実施する。さらに、今般の災害により住宅を失った方の恒久的な住まいの確保のため、被災自治体の要望等を受けて、災害公営住宅の整備を進める。このほか、特定非常災害に指定されたことに基づき、住宅・建築物が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた者が建築主となる建築確認・検査の申請手数料の減免を行う指定確認検査機関に対して支援する。

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-① 「防災基本計画」（令和元年 5 月 31 日中央防災会議決定）＜避難所外避難者の把握・支援等に係る記載部分の抜粋＞

第 2 編 各災害に共通する対策編

第 1 章 災害予防

第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

5 救助・救急、医療及び消火活動関係

(3) 保健衛生活動関係

- 都道府県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療調整本部」という。）の整備に努めるものとする。
- 国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣に関する要請に基づき、被災地方公共団体以外の地方公共団体との調整を行う体制を整備するとともに、災害時の保健医療活動に関する研究及び研修を推進する。
- 国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所による総合調整等の円滑な実施を応援するため、都道府県・保健所設置市及び特別区に対し、必要な研修・訓練を実施するものとする。
- 地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第 2 章 災害応急対策

第 6 節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所

(2) 指定避難所の運営管理等

- 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- 市町村は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
- 市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状

況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- 市町村は，指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- 市町村（都道府県）は，やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して
も，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，
正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 国〔内閣府等〕及び地方公共団体は，災害の規模，被災者の避難状況，避難の長期化等にかんがみ，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 国〔内閣府，国土交通省等〕及び地方公共団体は，災害の規模等にかんがみ，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-② 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（平成 28 年 4 月改定）内閣府（防災担当））＜避難所外避難者の把握・支援に係る記載部分の抜粋＞

第 1 平時における対応

5 要配慮者に対する支援体制

- (1) 発災時の要配慮者の支援のため、一般の指定避難所内において、必要な場合に高齢者、妊婦・乳幼児、障害者等が福祉避難スペース（室）ないし個室を利用できるようあらかじめ考慮するとともに、特段の支援を必要とする要配慮者が利用する福祉避難所を整備すること。併せて、入院・入所が必要となった場合に備えた医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築しておくこと。
- (2) 要配慮者が必要とする育児・介護・医療用品や、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の器材について、備蓄又は調達体制の構築を検討しておくこと。
- (3) 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援の方法についても検討しておくこと。
- (4) 上記の支援が的確に実施されるよう、平時から自主防災組織、地区代表者、地域の医療・福祉の関係者等と連携体制を構築しておくこと。
- (5) 被災生活が長期にわたると想定される場合、要配慮者の状況に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることについて、他の市町村等と協定を締結しておくことが望ましいこと。

第 2 発災後における対応

15 在宅避難

- (1) 避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切であること。
- (2) そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切であること。
- (3) 在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じること。
- (4) 災対法第 90 条の 3 に基づき作成する被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましいこと。
- (5) 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮すること。

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-③ 「平成 28 年熊本地震に係る災害救助法上の留意事項等」（平成 28 年 5 月 2 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）＜避難所外避難者の把握・支援等に係る記載部分の抜粋＞

平成 28 年熊本地震に係る災害救助法上の留意事項等

今般の平成 28 年熊本地震においては、既に「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」（平成 28 年 4 月 15 日付け府政防第 582 号本職通知）等を通知しました。

しかし、依然として、多くの被災者が継続的に救助を必要としているため、下記の留意点につき、貴県における特段の御配慮をお願いします。

また、管内市町村に対して、下記内容の提供を始めとする連携を併せてお願いします。

記

1. 総論

ア 避難所の数及び所在地等の状況並びに避難者の数、氏名及び家族構成等の状況並びに自宅その他避難所以外の場所で避難生活を送る避難者の状況について、市町村とも緊密に連携の上把握し、それぞれの者にふさわしい当面の住まいの確保や必要とされる救助の実施に努めること。なお、ここにいう避難所には、指定避難所以外のものも含まれるので、念のため申し添える。

イ 避難所の生活環境の整備に引き続き努めること。

(以下略)

資料 2-④ 「在宅避難者への物資・情報等の提供について」（令和元年 10 月 23 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）

在宅避難者への物資・情報等の提供について

今般の令和元年台風第 19 号の災害においては、多数の方が避難所での生活を余儀なくされているところですが、避難者の中には、特段の事情があり避難所に避難できず、在宅で避難生活を送っている場合も考えられます。

このため、在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、下記の物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布していただくようお願いします。

記

- (1) 食料・水等（おむつ、生理用品、乳児用ミルク等も含む）必要な物資の配布
- (2) 医師・保健師等による健康相談等のサービスの提供
- (3) 「住まい」や「生活環境」に関する行政からの正確な情報の伝達等

資料 2-⑤ 「厚生労働省防災業務計画」（令和元年 9 月改正厚生労働省）＜被災者の健康及び福祉上の支援に係る記載部分の抜粋＞

第 1 編 災害予防対策

第 2 章 保健医療に係る災害予防対策

第 9 節 災害保健衛生活動に係る体制の整備

第 4 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣や保健衛生活動に関する体制整備

- 1 厚生労働省健康局は、都道府県の協力の下、災害時に、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村から被災都道府県・市町村への公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣に関する調整を行う体制を整備するとともに、災害時の保健衛生活動に関する研究及び研修を推進する。
- 2 都道府県及び市町村は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、被災者支援における公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の役割を地域防災計画等で明確にするとともに、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健衛生活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第 2 編 災害応急対策

第 3 章 福祉に係る対策

第 2 節 災害時要配慮者に係る対策

- 1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに災害時要配慮者となる者が発生することから、これら災害時要配慮者に対し、時間の経過とともに変化する被災者のニーズに応じて、的確なサービスの確保が重要であることに鑑み、被災市町村は、以下の点に留意しながら、災害時要配慮者対策を実施する。
 - (1) 在宅福祉サービス等の利用者、一人暮らし高齢者、障害者、難病患者等の名簿を利用する等により、居宅や避難所に所在する災害時要配慮者の迅速な発見に努めること。
 - (2) 災害時要配慮者を発見した場合には、当該災害時要配慮者の同意を得て、必要に応じ、厚生労働省関係部局と連携して以下の措置を講ずること。
 - ① 避難所（福祉避難所を含む）へ移動すること。
 - ② 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ③ 在宅又は避難所において、福祉サービス等の提供が必要な場合には、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りつつ、必要なサービスを確保すること。
- 2 被災都道府県及び厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他の関係部局は、被災市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

第 4 節 障害者及び高齢者に係る対策

- 1 被災都道府県は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、高齢者、障害者等の災害時要配慮者の所在の把握に努め、必要な福祉サービス等が受けられるための連絡調整等を行うとともに、必要に応じ、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所など必要な措置を講ずる。

2 被災都道府県・市町村は、避難所や在宅における一般の災害時要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障害者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障害者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- (3) 避難所等において、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備すること。
- (4) 被災した障害者及び高齢者の生活確保に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- (5) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- (6) 避難所や在宅における障害者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、必要に応じて、公的宿泊施設、ホテル等を避難所として借り上げて活用を図るほか、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

3 厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局及び医政局は、前項に掲げる措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請、関係団体との調整等必要な支援を行う。

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-⑥ 災害時における高齢者や障害者等への支援に関する厚生労働省の通知

- 「令和元年 10 月に発生した台風第 19 号により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（令和元年 10 月 18 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課事務連絡）〈抜粋〉

令和元年 10 月に発生した台風第 19 号の発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にあります。高齢の要援護者に対しては、福祉サービス等の確保に努めていただくとともに、避難所等における困難な生活の解消を図る必要があります。

このため、考えられる取組や留意事項及び特例措置等については、以下のとおりとなりますので、対応に万全を期すようお願いいたします。

1 (略)

2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービス等の提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。なお、具体的な対応については、別添の内容を踏まえて、必要なサービスの提供に努められたい。

3 (略)

【別添】

- 「令和元年 10 月に発生した台風第 19 号により被災した要援護高齢者等への対応について（その 2）」（令和元年 10 月 18 日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）〈抜粋〉

令和元年 10 月 13 日付事務連絡「令和元年 10 月に発生した台風第 19 号により被災した要援護高齢者等について」において、関係機関が連携して、安否確認及び課題の把握（アセスメント）を行うなど適切な支援に配慮いただきたいことについて通知したところですが、被災地域が広域に及び、避難生活の長期化が想定されますので、引き続き関係団体等と連携を図りながら、下記の事項に留意され、適切な支援にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施について

被災地市町村においては、地域包括支援センター等が中心となり、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者等と連携して、次のとおり要援護高齢者等について安否確認及び課題の把握（アセスメント）を行い、必要なサービス提供につながるよう支援をお願いいたします。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 在宅要援護高齢者等に対する支援

介護サービスを利用している在宅の要援護高齢者等について、引き続き必要な介護サービスが確保できるよう介護サービス事業者等と連携を図るとともに、被災に伴い新たな課題やニーズを把握した場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）等に新たなサービスを追加するなど必要なサービスの利用につなげること。

なお、居宅サービス計画（ケアプラン）等の変更については、やむを得ずサービス変更後にケアプラン等を作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うことも可能であること。

また、高齢者の家屋の状況や身体の状況等を踏まえ、必要に応じ、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む）への受け入れを行って差し支えないこと。

2（略）

資料 3-① 応急仮設住宅の供与に関する通知

- 「東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その 5）」（平成 23 年 4 月 4 日付け社援総発 0404 第 1 号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）〈抜粋〉

2 応急仮設住宅について

(1) 「居住する住家がない」ことについて

災害救助法による応急仮設住宅は、災害救助法が適用された市町村においてその住家が全壊や流出などに遭い居住する住家がない方に対して提供することを原則としているが、住家について直接被害がなくても、市町村長の避難指示等を受けた場合など、長期にわたり自らの住家に居住できない場合には、全壊等により居住する住家を喪失した場合と同等とみなすことができること。

(2) 「自らの資力をもってしては住宅を確保することができない」ことについて

応急仮設住宅は、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない場合に供与される。例えば、相当額の預貯金又は不動産がある者はこの制度の対象とならないが、災害の発生直後には、具体的なその判定が困難な場合が多いものと予想される。

特に、今回の震災においては、被害が極めて甚大であることから、十分な審査が困難であり、資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、一定額による一律の所得制限等はなじみにくい。このため、資力要件については、応急的に必要な救助を行うという制度の趣旨に則って運用することとし、民間賃貸住宅、空き家の借り上げや公営住宅等の活用も含めた応急仮設住宅の供給状況も勘案のうえ、必要と考えられる希望者にはできる限りこれらの応急仮設住宅を供与されるよう御配慮願いたい。

- 「平成 28 年熊本地震に係る応急仮設住宅について」（平成 28 年 5 月 24 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）〈抜粋〉

1. 入居対象者

応急仮設住宅は、以下の方なども入居することが可能であるので、この旨了知されたい。

- ①住宅の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方
- ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方
- ③「半壊」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方

- 「平成 30 年 7 月豪雨に係る応急仮設住宅について」（平成 30 年 7 月 17 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）〈抜粋〉

1. 入居対象者

応急仮設住宅は、以下の方なども入居することが可能であるので、この旨了知されたい。ただし、応急修理を併せて利用することはできないことに留意すること。

- ① 住宅の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方
- ② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方
- ③ 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない方

○ 「令和元年台風第15号等に係る応急仮設住宅について」（令和元年10月21日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）＜抜粋＞

1. 入居対象者

応急仮設住宅は、以下の方なども入居することが可能であるので、この旨了知されたい。
ただし、応急修理を併せて利用することはできないことに留意すること。

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流出等の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方
- (2) 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、屋根等が損傷し、屋内浸水により、住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- (3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方

○ 「令和元年台風第19号に係る応急仮設住宅について」（令和元年10月21日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）＜抜粋＞

1. 入居対象者

応急仮設住宅は、以下の方なども入居することが可能であるので、この旨了知されたい。
ただし、応急修理を併せて利用することはできないことに留意すること。

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流出等の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方
- (2) 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- (3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方

(注) 下線は当省が付した。

資料 3-② 「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」〈地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業及び被災者見守り・相談支援等事業の記載部分抜粋〉

3 事業の種類

(3) 生活困窮者就労準備支援等事業

ク その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(オ) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図る事業。

(カ) (略)

(キ) 被災者見守り・相談支援等事業

災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う事業。

資料 3-③ 「災害時における様々な被災者支援制度活用に関する連絡協議会開催要綱」

災害時における様々な被災者支援制度活用に関する連絡協議会 開催要綱

1. 趣旨

災害時における被災者支援については、被災者一人ひとりのニーズを踏まえ、被災者に寄り添った支援を切れ目なく行うことが重要であり、より迅速な支援の実現が求められている。

被災者の生活の安定や住まいの再建等に向けた様々な支援制度を被災自治体が活用し、被災者支援に取り組むことができるよう、関係府省の一層の連携強化を図り、関係職員による情報共有や協議を行うため標記連絡協議会を開催する。

2. 構成

連絡協議会の構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員を追加することができる。

また、連絡協議会の下に、課室長級による作業グループを開催することができる。

内閣府 政策統括官（防災担当）

大臣官房審議官（防災担当）

厚生労働省 大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当）

健康局長

職業安定局長

社会・援護局長

障害保健福祉部長

老健局長

国土交通省 土地・建設産業局長

住宅局長

3. 事務局

連絡協議会の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）において処理する。

4. その他

前各号に掲げるもののほか、連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、構成員の合議において決定する。

資料3-④ 「平成30年(2018年)台風第7号及び前線等に伴う公営住宅等への入居の取扱いについて」
(平成30年7月8日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長事務連絡)

平成30年(2018年)台風第7号及び前線等に伴う公営住宅等への入居の取扱いについて

平成30年台風第7号及び前線等によって、西日本を中心に広域にわたり甚大な被害を受けており、今後、被災者の住宅を緊急に確保する必要があります。

このため、被災者が貴所管の公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅(小集落改良住宅を含む。)、更新住宅、高齢者向け公共賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「公営住宅等」という。)への入居を希望した場合における取扱いについては、以下の要領により最大限の配慮をするようお願いいたします。

なお、貴管内事業主体(政令市を除く。)にもこの旨周知をお願いします。

記

1 被災者の一時的な入居については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行うこと。

入居の条件としては、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び公営住宅管理条例等を準用すること。

- (1) 被災者の実情に照らし、適切な入居期限とすること。
- (2) 収入基準等の入居者資格要件を問わないものとする。
- (3) 災害による暫定入居として公募除外対象とすること。
- (4) 入居者の事情により、適宜家賃等の徴収猶予又は減免を行うこと。

2 被災者か否かの判断は、原則として市町村が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行うこと。

3 一時的な入居を行った者について、公営住宅法等の入居者資格要件に該当する者については、必要に応じて、災害による特定入居として正式入居とすること。

4 貴事業主体における被災者の受入れについては、被災地域の地方公共団体及び事業主体と緊密な連携を図り、被災者の公営住宅等への入居に遺憾なきよう取り扱われたい。

5 被災者の一時的な入居の取扱いについては、大規模災害時における公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書について(平成19年8月9日付け国住備第38号)の趣旨を踏まえ、被災者の負担の軽減に最大限の配慮をするようお願いいたします。

(注) 下線は当省が付した。

資料 5-① 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示
第 228 号（令和元年 10 月 23 日改正））＜一般基準及び応急仮設住宅の供与に係る部分の抜粋＞

（救助の程度、方法及び期間）

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 （略）

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（2）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ（6）と同様の期間とすること。

補論資料① 「災害救助法の運用に関する件」（昭和22年10月20日付け厚生省発社第135号内閣官房長官、厚生次官連名通達）＜現物給付に係る部分の抜粋＞

第四 救助に関する事項

一 本法による救助は災害直後の混乱状態下における罹災者の保護と社会秩序の保全のための応急的救助であるから救助を受け得るのは経済上の生活困窮者であることを要件としないのであるが、他面その救助は混乱状態の平静化に伴ない短期間に終了すべき性質のものである。従つて災害によつて経済上の生活困窮者に陥り継続的に保護を要する者については必要に応じて生活保護法による保護等に転換すべきである。

二 救助は現品によつて行うことを原則とし、法第二三条第二項の規定による金銭の支給は事情真にやむを得ない場合において、しかも金銭の支給によつて救助の実効を期し得る場合に限つてこれを行うべきである。

(注) 下線は当省が付した。

補論資料② 災害救助事務取扱要領＜抜粋＞

第1 法による救助に関する基本的事項

1 法による救助の原則

(3) 現物給与の原則

ア 災害が発生すると、生活に必要な物資は欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にはほとんどその用をなさない場合が多く、法による救助はまさにこうした事態に行われるものである。

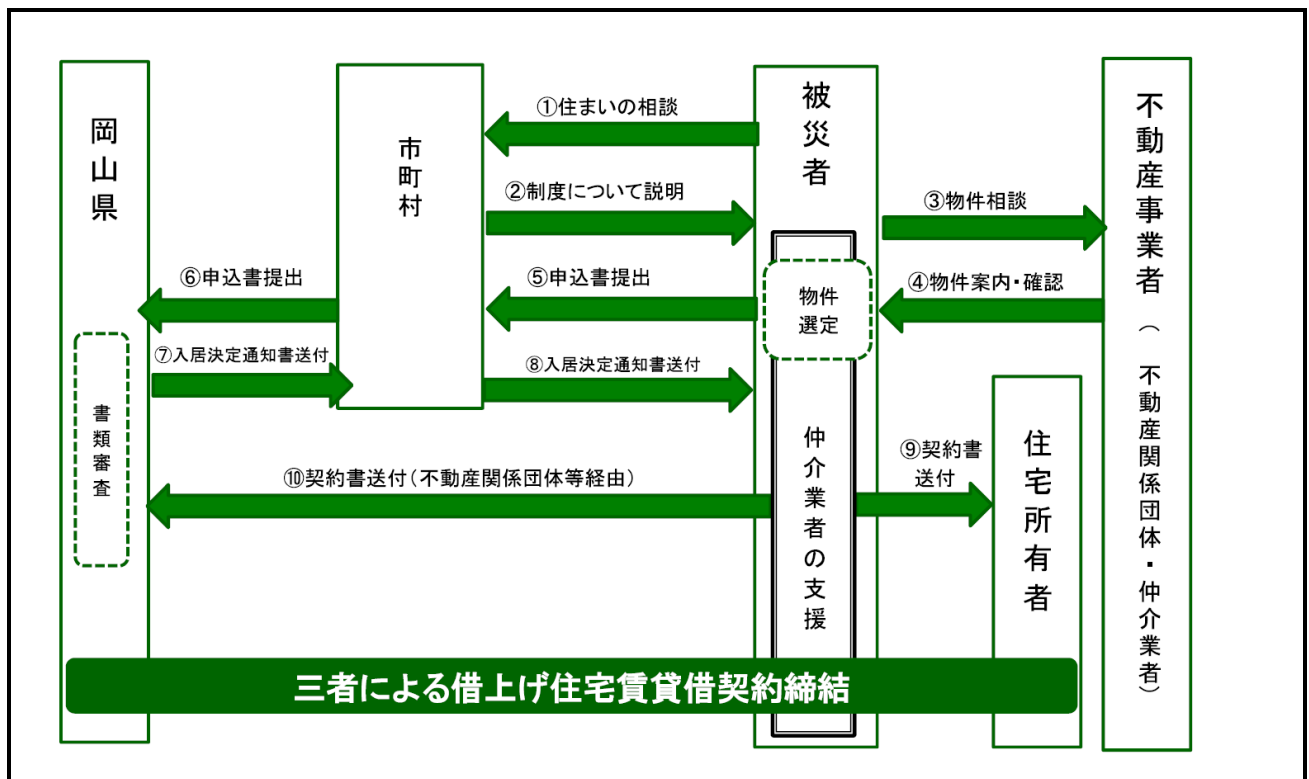
したがって、法による救助は現物をもって行うことを原則としている。

イ 金銭を給付すれば足りるような場合には、通常、法による救助を実施して社会秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱（又はそのおそれ）があるとは考えにくいということを基本的な考え方としている。

ウ 単なる経済的困窮は、法による救助が対応するものではなく、その他の法律又は施策で対応すべき性格のものであり、法の予定しないところである。

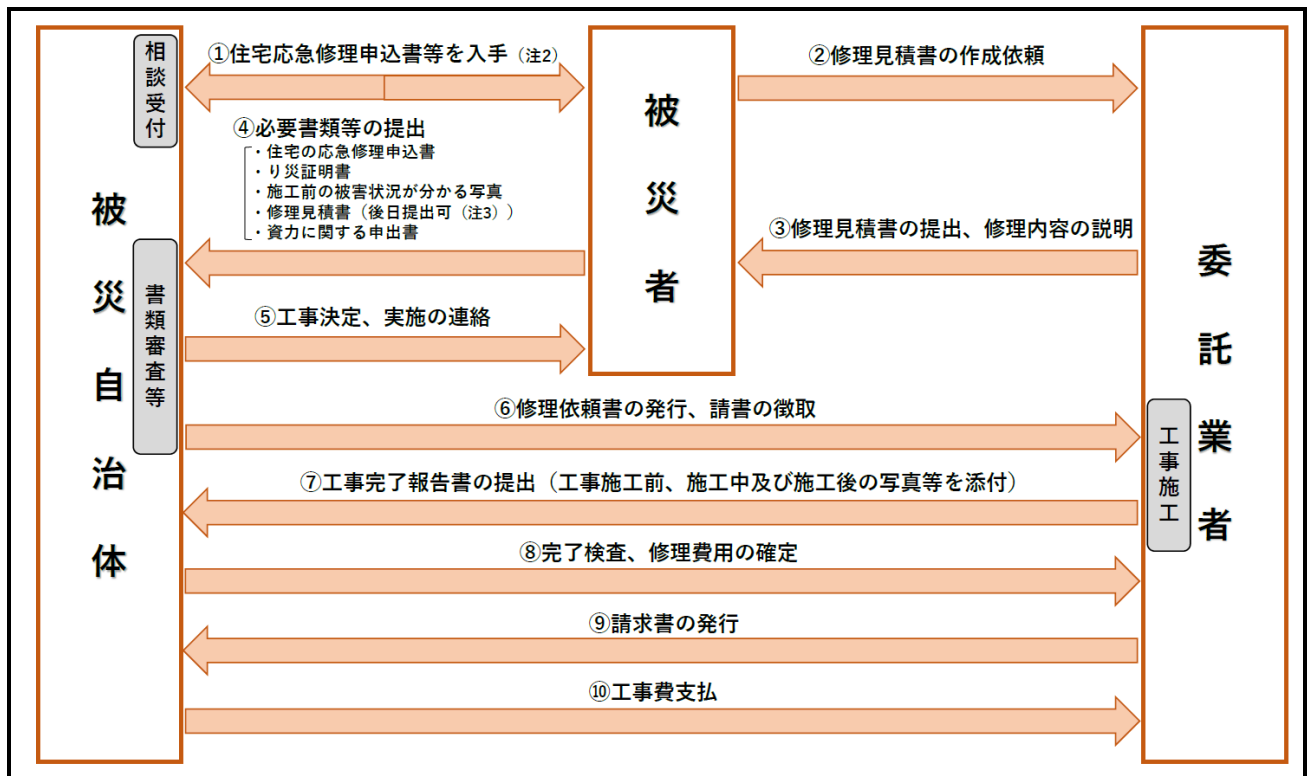
(注) 下線は当省が付した。

補論資料③ 賃貸型応急住宅の供与に係る事務手続の流れ（例）



(注) 岡山県の資料による。

補論資料④ 住宅の応急修理の実施に係る事務手続の流れ（例）



(注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

2 住宅応急修理申込書等の各種様式は、被災地方公共団体のホームページでも入手可能としている場合が多い。

3 修理見積書は、後日の提出も可能だが、工事決定は提出後となる。

補論資料⑤ 「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」（平成 23 年 4 月 30 日付け社援発 0430 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）＜被災者名義での契約に係る記載部分の抜粋＞

1. 災害救助法による応急救助は、県が、現に救助を要する被災者に対して行うものである。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。
2. 県の委任を受けた市町村が借り上げて提供した場合も、県借上げの場合と同様とする。
3. 発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、県（その委任を受けた市町村）名義の契約に置き換えた場合、1.と同様とする。
(注) 契約置換えに当たっては、敷金、礼金、仲介手数料等の入居費用の二重払いや被災者の負担が生じぬよう、留意されたい。
4. 民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。
5. 月ごとの家賃については、地域の実情（実勢賃貸料）、被災者の家族構成等により区々であると想定されるものの、災害救助費という公費負担の性格にも鑑み、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額 6 万円としたことを参考とされたい。なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。
6. 応急仮設住宅供与としての民間賃貸住宅借上げ予定期間は、2 年間とする。

(注) 上記取扱は、県外への避難者についても同様とする。

(注) 下線は当省が付した。

補論資料⑥ 「東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その 4）」（平成 23 年 7 月 15 日付け社援総発 0715 第 2 号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）＜被災者名義での契約に係る記載部分の抜粋＞

2. 災害救助法による応急救助は、都道府県（その委任を受けた市町村）が、現に救助を要する被災者に対して行うものです。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、都道府県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われます。
このため、被災 3 県の被災者が発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、都道府県名義の契約に置き換えた場合、都道府県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合と同様に、被災者名義で契約した入居日から都道府県名義とした日までの期間を含め、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われるものであり、その具体的手続きについて、別紙のとおり被災 3 県に対し、既に連絡をしているところです。
各都道府県におかれては、被災 3 県と連絡のうえ、この取扱いについても、適切に対応、運用するようお願い申し上げます。

(注) 下線は当省が付した。

補論資料⑦ 「災害時における民間賃貸住宅の活用について【被災者に円滑に応急借上げ住宅を提供するための手引き】」（平成24年11月国土交通省住宅局住宅総合整備課、土地・建設産業局不動産課、厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室）＜供与方式に係る部分の抜粋＞

2. 本編

Step2 災害発生から入居確定

○ 応急借上げ住宅を供与する方式について

災害規模と都道府県及び市町村が対応できる事務作業量（マンパワー）等を踏まえながら、次のどちらかの方法を選ぶこととします。

方式その1：都道府県（又は市町村）によるマッチング方式
（マッチング方式）

方式その2：被災者自ら物件を探し、都道府県に申請する方式
（被災者自らが探す方式）

選択に当たっての判断材料の例

<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害規模（被災エリア、被災戸数等） ・ 事務作業量（対応可能な人員数等） ・ 応急建設住宅の建設予定戸数 ・ 事前リストアップの状況 等 	<p>都道府県等のマッチングによる対応が可能</p> <p>都道府県等のマッチングによる対応が困難</p>	<p>マッチング方式</p> <p>被災者自らが探す方式</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	----------------------------------

(注) 下線は当省が付した。

補論資料⑧ 災害救助事務取扱要領（資力に関する申出書様式）＜抜粋＞

別添3-3

様式第2号

資力に関する申出書

〇〇市（町）長 様

私、_____は、（災害名称）のため、住家が半壊しております。住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 ____年 ____月 ____日
申出者 _____ 被害を受けた住宅の所在地 _____

現住所 _____

氏名 _____ 印 _____
(自署による場合は押印省略可)

補論資料⑨ 災害救助事務取扱要領（応急修理見積書様式）＜抜粋＞

改正前	改正後																																																																																																																																																																																																																																						
<p>様式第2号</p> <p style="text-align: center;">修 理 見 積 書【記載例】</p> <p>見積金額(応急修理分) 520,000 円 (他に被災者負担分 110,000 円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 事 名 称</th> <th>対象 (※1)</th> <th>数 量</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 仮設工事</td> <td>○</td> <td>一式</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td>屋根工事の仮設</td> </tr> <tr> <td>2 木工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>玄関扉修理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>玄関出入り口の確保</td> </tr> <tr> <td>杉板●ミリア●ミリア</td> <td>○</td> <td>●㎡</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合板●ミリア</td> <td>○</td> <td>●枚</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁修繕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>耐震柱確保</td> </tr> <tr> <td>窓交●ミリア●ミリア</td> <td>○</td> <td>●㎡</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合板●ミリア</td> <td>○</td> <td>●枚</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td>壁工費、内壁の一部新設</td> </tr> <tr> <td>開口部修繕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>サッシ取替</td> </tr> <tr> <td>杉板●ミリア●ミリア</td> <td>○</td> <td>●㎡</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金物</td> <td></td> <td>一式</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td>柱、外壁補修用</td> </tr> <tr> <td>施工費</td> <td></td> <td>●人</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 屋根工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>養生</td> <td>○</td> <td>●枚</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td>ブルーシート</td> </tr> <tr> <td>板金工事</td> <td>○</td> <td>一式</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨樋</td> <td>○</td> <td>一式</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td>水柱防止</td> </tr> <tr> <td>施工費</td> <td>○</td> <td>●人</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 窓工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガラス工事</td> <td>○</td> <td>●枚</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>糊工事</td> <td>○</td> <td>一式</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td>サッシ取替</td> </tr> <tr> <td>5 衛生設備工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>便器取替</td> <td>○</td> <td>一台</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td>破損ロータンク含む</td> </tr> <tr> <td>配管工事</td> <td>○</td> <td>●m</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下地修繕</td> <td>○</td> <td>●㎡</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕上りタイル補修</td> <td>○</td> <td>●㎡</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td>便器取替への付帯工事</td> </tr> <tr> <td>施工費</td> <td>○</td> <td>●人</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 塗工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗の取替</td> <td>×</td> <td>●人</td> <td>●●●円</td> <td>31,500円</td> <td>劣化による取り替</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>630,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち消費税)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急修理分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>520,000円</td> <td>(※2)</td> </tr> <tr> <td>被災者負担分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>110,000円</td> <td>(※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事について「×」を記入すること ※2 1世帯あたりの限度額を超える部分の工事については被災者負担分に計上すること ※3 被災者負担分は、「被災者生活再建支援事業補助金」の「上乗せ経費」の対象とすることができる</p> <p>上記のとおり見積もり致します。(指定業者記入) 平成 年 月 日 登録番号 住所 会社名 代表者名 印</p> <p>上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入) 平成 年 月 日 住所 氏名 印</p> <p>(※市町村記入欄) 市町村名 受付番号 受付担当者名</p>	工 事 名 称	対象 (※1)	数 量	単 価	金 額	備 考	1 仮設工事	○	一式	●●●円	31,500円	屋根工事の仮設	2 木工事						玄関扉修理					玄関出入り口の確保	杉板●ミリア●ミリア	○	●㎡	●●●円	31,500円		合板●ミリア	○	●枚	●●●円	31,500円		外壁修繕					耐震柱確保	窓交●ミリア●ミリア	○	●㎡	●●●円	31,500円		合板●ミリア	○	●枚	●●●円	31,500円	壁工費、内壁の一部新設	開口部修繕					サッシ取替	杉板●ミリア●ミリア	○	●㎡	●●●円	31,500円		金物		一式	●●●円	31,500円	柱、外壁補修用	施工費		●人	●●●円	31,500円		3 屋根工事						養生	○	●枚	●●●円	31,500円	ブルーシート	板金工事	○	一式	●●●円	31,500円		雨樋	○	一式	●●●円	31,500円	水柱防止	施工費	○	●人	●●●円	31,500円		4 窓工事						ガラス工事	○	●枚	●●●円	31,500円		糊工事	○	一式	●●●円	31,500円	サッシ取替	5 衛生設備工事						便器取替	○	一台	●●●円	31,500円	破損ロータンク含む	配管工事	○	●m	●●●円	31,500円		下地修繕	○	●㎡	●●●円	31,500円		仕上りタイル補修	○	●㎡	●●●円	31,500円	便器取替への付帯工事	施工費	○	●人	●●●円	31,500円		6 塗工事						塗の取替	×	●人	●●●円	31,500円	劣化による取り替	合 計				630,000円		(うち消費税)				30,000円		応急修理分				520,000円	(※2)	被災者負担分				110,000円	(※3)	<p>様式第3号</p> <p style="text-align: center;">修 理 見 積 書【記載例】</p> <p>(全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊(準半壊))</p> <p>※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">半壊の記載例</p> <p>見 積 金 額 (総 工 事 費) 740,000 円 -(消費税込)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「住宅の応急修理」申込関係</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">例では、応急修理対象分の金額は66万円だが、限度額59.5万円を超えることから、59.5万円と記載。</p> <p>見 積 金 額 (応 急 修 理 分) 595,000 円 -(消費税込)(※1)</p> <p>見 積 金 額 (被 災 者 負 担 分) 145,000 円 -(消費税込)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 事 名 称</th> <th>金 額 (消費税込)</th> <th>うち応急修理対象分 (消費税込)(※2)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 屋根工事</td> <td>400,000円</td> <td>400,000円</td> <td>屋根瓦修復工事</td> </tr> <tr> <td>② 仮設工事</td> <td>180,000円</td> <td>180,000円</td> <td>屋根工事の仮設</td> </tr> <tr> <td>③ 窓工事</td> <td>80,000円</td> <td>80,000円</td> <td>破損したガラスの取替</td> </tr> <tr> <td>④ 天井工事</td> <td>40,000円</td> <td>-</td> <td>浸水箇所の修復</td> </tr> <tr> <td>⑤ 床工事</td> <td>40,000円</td> <td>-</td> <td>浸水箇所の修復</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>740,000円</td> <td>660,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること <限度額>全壊、大規模半壊、半壊の場合： 495,000円 一部損壊(準半壊)の場合： 300,000円 ※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい ※3 上記の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること</p> <p>上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入) 令和 年 月 日 住所 会社名 電話番号 代表者名 印</p> <p>上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入) 令和 年 月 日 住所 氏名 印</p> <p>(※市町村記入欄) 市町村名 受付番号 受付担当者名</p>	工 事 名 称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)(※2)	備 考	① 屋根工事	400,000円	400,000円	屋根瓦修復工事	② 仮設工事	180,000円	180,000円	屋根工事の仮設	③ 窓工事	80,000円	80,000円	破損したガラスの取替	④ 天井工事	40,000円	-	浸水箇所の修復	⑤ 床工事	40,000円	-	浸水箇所の修復		円	円		合 計	740,000円	660,000円	
工 事 名 称	対象 (※1)	数 量	単 価	金 額	備 考																																																																																																																																																																																																																																		
1 仮設工事	○	一式	●●●円	31,500円	屋根工事の仮設																																																																																																																																																																																																																																		
2 木工事																																																																																																																																																																																																																																							
玄関扉修理					玄関出入り口の確保																																																																																																																																																																																																																																		
杉板●ミリア●ミリア	○	●㎡	●●●円	31,500円																																																																																																																																																																																																																																			
合板●ミリア	○	●枚	●●●円	31,500円																																																																																																																																																																																																																																			
外壁修繕					耐震柱確保																																																																																																																																																																																																																																		
窓交●ミリア●ミリア	○	●㎡	●●●円	31,500円																																																																																																																																																																																																																																			
合板●ミリア	○	●枚	●●●円	31,500円	壁工費、内壁の一部新設																																																																																																																																																																																																																																		
開口部修繕					サッシ取替																																																																																																																																																																																																																																		
杉板●ミリア●ミリア	○	●㎡	●●●円	31,500円																																																																																																																																																																																																																																			
金物		一式	●●●円	31,500円	柱、外壁補修用																																																																																																																																																																																																																																		
施工費		●人	●●●円	31,500円																																																																																																																																																																																																																																			
3 屋根工事																																																																																																																																																																																																																																							
養生	○	●枚	●●●円	31,500円	ブルーシート																																																																																																																																																																																																																																		
板金工事	○	一式	●●●円	31,500円																																																																																																																																																																																																																																			
雨樋	○	一式	●●●円	31,500円	水柱防止																																																																																																																																																																																																																																		
施工費	○	●人	●●●円	31,500円																																																																																																																																																																																																																																			
4 窓工事																																																																																																																																																																																																																																							
ガラス工事	○	●枚	●●●円	31,500円																																																																																																																																																																																																																																			
糊工事	○	一式	●●●円	31,500円	サッシ取替																																																																																																																																																																																																																																		
5 衛生設備工事																																																																																																																																																																																																																																							
便器取替	○	一台	●●●円	31,500円	破損ロータンク含む																																																																																																																																																																																																																																		
配管工事	○	●m	●●●円	31,500円																																																																																																																																																																																																																																			
下地修繕	○	●㎡	●●●円	31,500円																																																																																																																																																																																																																																			
仕上りタイル補修	○	●㎡	●●●円	31,500円	便器取替への付帯工事																																																																																																																																																																																																																																		
施工費	○	●人	●●●円	31,500円																																																																																																																																																																																																																																			
6 塗工事																																																																																																																																																																																																																																							
塗の取替	×	●人	●●●円	31,500円	劣化による取り替																																																																																																																																																																																																																																		
合 計				630,000円																																																																																																																																																																																																																																			
(うち消費税)				30,000円																																																																																																																																																																																																																																			
応急修理分				520,000円	(※2)																																																																																																																																																																																																																																		
被災者負担分				110,000円	(※3)																																																																																																																																																																																																																																		
工 事 名 称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)(※2)	備 考																																																																																																																																																																																																																																				
① 屋根工事	400,000円	400,000円	屋根瓦修復工事																																																																																																																																																																																																																																				
② 仮設工事	180,000円	180,000円	屋根工事の仮設																																																																																																																																																																																																																																				
③ 窓工事	80,000円	80,000円	破損したガラスの取替																																																																																																																																																																																																																																				
④ 天井工事	40,000円	-	浸水箇所の修復																																																																																																																																																																																																																																				
⑤ 床工事	40,000円	-	浸水箇所の修復																																																																																																																																																																																																																																				
	円	円																																																																																																																																																																																																																																					
合 計	740,000円	660,000円																																																																																																																																																																																																																																					